

平成31年第1回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成31年 3月 5日

本日の会議 平成31年 3月22日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員	2番 中村 美穂 議員	3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員	9番 西岡 克之 議員	10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員	12番 山口憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員	15番 吉岡 清彦 議員	16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君	議事課 長 富永 正彦 君
参事 森本 陽子 君	主任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君	総務部長 山本 昭彦 君
企画財政部長 久保平敏弘 君	建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 松邨 清茂 君	健康保険部長 中山 庄治 君
水道局長 濱 伸二 君	会計管理者 山口 利弘 君
教育次長 森川 寛子 君	総務部理事 山口 功 君
建設産業部理事 中嶋 敏純 君	教育委員会理事 金崎 良一 君
総務課長 荒木 秀一 君	情報管理課長 堀池 英二 君
秘書広報課長 中村 元則 君	契約管財課長 井川 勝信 君
政策企画課長 荒木 隆 君	財政課長 田中 一之 君
税務課長 山崎 昇 君	収納推進課長 渡部 守史 君
土木管理課長 中尾 盛雄 君	都市計画課長 日名子達也 君
福祉課長 細田 愛二 君	こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 宮崎 伸之 君	健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君	水道課長 山口 新吾 君
下水道課長 山崎 禎三 君	教育総務課長 宮司 裕子 君
生涯学習課長 青田 浩二 君	農業委員会事務局長 和田 弘 君

会議録署名議員

8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時45分

平成31年第1回長与町議会定例会

議事日程（5号）

平成31年 3月 22日（金）

午 前 9時30分 開 議

日 程	議案番号	件 名	備考
1	1	上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例	※総文
2	2	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	4	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
5	5	長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
6	6	平成30年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総文
7	7	平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
8	8	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
9	9	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
10	10	平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	※産厚
11	11	平成31年度長与町一般会計予算	※総文
12	12	平成31年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
13	13	平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚
14	14	平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
15	15	平成31年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
16	16	平成31年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算	※産厚
17	17	平成31年度長与町水道事業会計予算	※産厚
18	18	平成31年度長与町下水道事業会計予算	※産厚

日 程	議案番号	件 名	備考
19	—	議員派遣の件	
20	—	委員会中の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例。日程第2、議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第3、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それでは発言の許可がありましたので、ただいまから報告を申し上げたいと思います。

議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例につきましては、3月11日全委員出席の下、森川次長以下関係職員の出席を求めて審査をいたしました。主な提案理由の内容といたしましては、今回の改正は昨年5月に浴場ボイラーが故障し浴場の使用を休止している。浴場施設については年間の運営や老朽化した施設の維持管理に多額の経費が掛かること。浴場施設は町内に町営を含め4か所あること。利用者が固定化しており、今まで以上に多くの住民が気軽に立ち寄れる交流の場を提供したいなどの理由で浴場施設の再開を断念したことから、上長与地区公民館の特別施設の使用料が不要となるため当該条例を廃止する。このような説明がございました。主な質疑といたしましては、浴場施設の年間利用者はどの程度かに対しまして、27年度2万3,095人、28年度は2万3,809人、29年度が2万2,758人であるとの説明がございました。次に住民説明会には地元の住民以外ではどの地域から参加したのかとの質疑に対しまして、全体の半数が地元の住民でその他は高田郷、丸田郷、斉藤郷から参加していたとのことでございます。次に、継続する上で入浴料の値上げや営業時間の延長など、利用者拡大に繋がる検討はされたのかということに対しまして、料金については400円以上であれば可能という試算は行った。延長に関しては人件費の問題がある。以上のような答弁がございました。主な質疑は以上のとおりでございました。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月11日に委員全員出席の下、山本総務部長以下関係職員の出席を求め審査を行いました。提案理由の主な内容といたしましては、今回の改正は職員の過度な長時間労働を制限し、もって効率的かつ良好な労働環境の整備に繋げるため、国家公務員における人事院規則の改正に準じ、時間外勤務命令の上限等を定めるものである。以上の説明がございました。主な質疑といたしましては、時間外労働時間の現状と今回の改正で負担軽減はされるのかの問いに対しまして、29年度は月45時間以上が56

人、80時間以上が20人である。45時間以上が6か月を超えている職員が1人いる。30年度業務改善の中、2月末で年間360時間を7人がオーバーしている現状である。今後一定の業務のすみ分けで負担軽減となるよう適正な人員配置を進めていきたいとの答弁でございました。次に、税務課以外で時間外労働時間が多い部署はどこかの問いに対しまして、こども政策課、健康保健課、福祉課などであるが、業務の配分見直しなどで平準化され一定の改善が反映されている。以上のような答弁でございました。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月11日に委員全員出席の下、山本総務部長以下関係職員の出席を求め審査をいたしました。提案理由の主な内容といたしましては、今回の改正は福祉及び介護保険の分野における専門職の報酬額について見直しを行うことにより、処遇の改善を図るものである。また、別表の町長の部の介護保険専門員Ⅱ、介護相談員、介護相談訪問看護師、障害者相談支援専門員、療育指導員、原爆被爆者健康生活相談員、包括支援センター専門員Ⅲの報酬時間額を改定するものであるとの説明がございました。主な質疑といたしましては、報酬時間額が40円アップされ1,260円となっているが根拠は何かの問いに対しまして、臨時パート職員の時給引き上げに伴い同額程度か若干の増額での検討を行い今回改正したということでございます。次に、近隣自治体の状況は確認したのかの問いに対しまして、時津町は1,370円、長崎市はもっと高い状況である。以上、主な質疑でございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第1号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第2号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は議案第1号上長与公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例に反対の立場から討論を行います。この議案は、上長与公民館にある入浴施設を廃止する内容であります。30年5月にボイラーが故障したことを契機に維持管理に掛かるコストを考慮し、入浴施設そのものを廃止したいと説明がありました。私はこの件に関して町と住民との意見

交換会、その後の報告会の両方に参加いたしました。これらの会で住民の意見に耳を傾ける中で、この施設がいかに地域住民の相互交流、互いの安否確認の場として機能しており、金銭上の費用対効果では計れない重要な役割を果たしているということを痛感いたしました。報告会では収支が赤字とそういう説明がなされておりましたが、収入とコストを比較し問題があるというのであれば、ほとんどの社会教育施設、スポーツ施設は存在してはならないこととなります。営利目的の民間と公共が実施する社会教育は目的も財政の仕組みも根本的に違います。赤字を出し申し訳ないと利用者が感じるような、そういう説明のあり方が正しかったのか疑問が残ります。また説明会では、学校のエアコン設置に6億数千万円掛かると説明しましたが、実際には国が負担する額も含めた金額は4億3,000万円、実に5割増の金額を示したわけであり、さらに町の実質負担額は2億8,700万円であります。事実と大きく異なる数字を示したことは今後住民の知るところとなるわけであり、行政に対する住民の信用が低下することが必至であります。そもそも教育委員会の予算が厳しいのは民間開発の高台の土地、高齢者や障害者が利用しづらい高台の土地の購入を求められ、それに応じるために教育委員会の基金を土地開発基金につぎ込んだことが財政的困難の要因であり、利用者、住民には何の責任もありません。そうした経緯から考えても入浴施設の廃止は理不尽であり、利用者になり代わって今回の施設使用廃止の議案に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありますか。

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例について賛成の立場から討論いたします。利用者が年間平均約2万3,000人いる中でボイラー故障のため休止状態の中、利用者は早期の再開を願っていたものと思います。事業再開に向けては老朽化施設の運営や維持管理に多額の費用が掛かることから、気軽に立ち寄れる交流の場を提供したいとのことでした。利用者にとっては、日常生活の1つとして楽しいひとときを過ごしてきた施設の廃止は悲しいことと思いますが、老朽化施設のメンテナンスがこれからも大きな負担になってくることを考えれば、また違った環境での楽しいひとときを提供できる施設が必要と思います。委員会審議の中で温泉源の引き込みパイプはそのままにしておくとの回答でした。現在取り組まれています公共施設等総合管理計画の中で、上長与地区公民館は簡易評価の結果、要早急対応で大規模改修の検討時期にきてると思います。改修、建て替えなどの検討時には入浴施設の可否を再度御確認いただき、計画を推進していただくことに期待しまして賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例に対し、賛成の立場で討論いたします。本施設は昨年5月にボイラー故障のため利用が休止されてきました。高額な修理費また利用者が固定化しており誰もが気軽に利用できる場所を提供したいということから断念したという説明でした。住民福祉の観点から町はこれまで一貫して継続、存続を進めていましたが、上長与地区公民館は施設自体が公共施設管理計画においても老朽化が著しい施設でもあり、修理により再開を検討するより住民福祉の観点を考慮したとしても適切な判断であったと考えます。本町も他市町同様、社会保障関係の経費を中心に厳しい財政運営を強いられており、施政方針にもあるように徹底して無駄を排除する姿勢での今回の予算編成であったということは理解でき、今回の判断はいたしたかなかったものと思います。しかし、住民説明会を通じ、住民の声は当初は廃止反対の意見がほとんどであったという説明もありました。現在、公共施設等管理計画を策定し、今後の公共施設のあり方について進めているところです。この施設は建て替えの対象にしなければいけないほど老朽化が進んでいることも確かであり、今後の計画の中で願わくば新施設建設時には、入浴施設再開も視野に地元住民の意見を取り入れつつ、計画を進めてもらうことができればと思います。以上の理由から賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第5、議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番(西岡克之議員)

それでは御報告させていただきます。議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。審査日といたしまして3月11日、委員全員出席の下、説明員として松邨住民福祉部長、村田こども政策課長、その他の関係職員の招致を得て審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、本案は学校教育法の一部改正に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い所要の改正を行うもので、学校教育法において新たに制度化された専門職大学の前期課程修了者について短期大学卒業相当とされたことから、第10条第3項第5号に専門職大学の前期課程を修了したものを追加するものであります。主な質疑といたしまして、専門職大学とはどういうものかという質疑に、今年4月より新設された学校制度で大学と専門学校の間になるような学校である。次に、普通大学と違って専門のことだけを学ぶ大学になるのかという質疑に対し、現在、リハビリテーション、動物看護、ファッションの3か所が専門大学として認可をされている。専門職大学は将来的に産業をリードできる人材を育成するために、産業界と連携しながら専門的なことを広く学び、即戦力の人材を育成するための大学として位置づけられている。また、専門職大学の前期課程を追加する条文となっているが、短期大学は該当しないのかという質疑に対し、元々条文に短期大学の要件は入っており、専門職大学前期課程を修めた者は短期大学卒業と同じとなったので、その部分が追加となった。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理

者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件の御報告をいたします。審査日は31年3月11日、委員全員出席の下、濱水道局長、山口水道課長、その他の職員を招き審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令並びに技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う水道法施行令及び水道法施行規則の改正により所要の改正を行うものであります。

改正内容の主なものは、学校教育法の一部改正に伴い制度化される専門職大学の前期終了課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当するとされたことから、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に追加、また技術士法施行規則の一部改正により技術者試験の第2次試験の選択科目であった水道環境科目が上水道及び工業用水道科目に統合されることによる字句の削除及び修正を行うものとの説明を受けました。主な質疑といたしまして、水道環境科目が統合されたとのことだが、どういう経緯で統合されたのかという質疑に対し、これまで96科目あった選択科目が類似性等に鑑み69科目に縮小された。その中で今回水道環境科目が上水道及び工業用水道科目に統合されたが、水道環境科目が持つ水道水源その他水道環境の予測及び保全並びに水道施設に係る環境への影響評価及び対策に関する事項や配水給水水質管理、アセットマネジメントなどの上水道及び工業用水道科目に統合することにより、より幅の広い水道技術者を育成していこうとの趣旨で統合されている。次の質疑といたしまして、それぞれの資格保持者は町職員にどれぐらいいるのか。に対して布設工事監督者、水道技術管理者の両方の資格者が3名おり、3名とも現在水道局員である。水道管理技術者のみの資格者は庁内に10名前後である。次の質疑で、今回、条件が緩和される改正だと思うが、今後職員の中で有資格者が増えると考えていいのか。に対して、今、技術者が不足している状況なので、人事部局とも調整を図りながら有資格者の確保に努めたい。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第4号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番(岩永政則議員)

それでは御報告を申し上げます。議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算(第5号)につきましては、3月11日並びに12日に委員全員出席の下、説明員に山本総務部長以下各部課長の出席を求め審査を行いました。提案理由の主な内容でございますが、今回の補正は、既定予算総額に歳入歳出それぞれ2億4,550万5,000円を減額し、補正後の総額を130億609万1,000円とするものであります。歳入の主なものは、1款町税は町民税、固定資産税及び都市計画時の現年度課税分を増額計上。8款地方特例交付金及び9款地方交付税交付額決定による計上。11款分担金及び負担金は長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金を計上。13款国庫支出金はプレミアム付商品券事務費補助金を新たに計上。16款寄附金は、個人、団体から寄せられた寄附金を計上。17款繰入金は財政調整基金繰入金を増額及び教育振興基金繰入金などの減額計上。20款町債は事業費の減額に伴う充当起債の減額計上であります。それから歳出の主なものといたしましては、議会費は議員期末手当、費用弁償などの減額計上。前回、否決をされました費用でございます。2款総務費は長崎県派遣職員負担金の増額及び庁舎移設整備改良工事の減額計上。3款民生費は放課後児童クラブ運営補助金など減額計上。6款農林水産業費は農村地域防災減災事業負担金などの減額計上。8款土木費は土地区画整理事業特別会計繰出金の減額計上。9款消防費は広域消防事業負担

金の減額計上。10款教育費は教育振興基金への積立金を計上。小中学校への空調設備工事などの減額計上。以上の説明がございました。

主な質疑といたしましては、総務部関係でございますが、防犯灯の工事は減額せずに来年度予定分の工事を前倒しで発注できなかったのかとの問いに対しまして、今年度の自治会要望分は完了している。来年度に新たに自治会からの要望を出してもらうので、それからの工事になるとの答弁でございました。

企画財政部につきましては、町政施行50周年記念全国放送公開番組の債務負担行為について廃止になった理由は何かの問いに対しまして、会場規模を含め開催条件を満たせなかった。これが主な理由ということでございます。

住民福祉部につきましては、プレミアム付商品券の購入予定者は何人かとの問いに対しまして、住民税非課税者6,500人、3歳未満の子の数1,200人となっているとの答弁でございます。

健康保険部につきましては、健康検査委託料は300万円減額だが受診予定者の推移はどうなっているのかとの問いに対しまして、29年度の子宮がん検診1,550人、乳がん検診970人、30年度の子宮がん検診1,790人、乳がん検診1,520人で、30年度は新たに胃カメラ受診を500人分計上しているとのことでございます。

建設産業部につきましては、藤ノ棟ため池の耐震工事の内容はどの問いに対しまして、25年度に県が耐震調査を行ったときに震度5弱レベルで、安全性が国の基準より下回っていることが確認された。そのため、盛土補強工事とクラック補強工事を行う。工事期間は31年度から34年度までである。との答弁でございます。

教育委員会につきましては、小中学校の空調設備設置工事費が減額されているが、全体の工事費についてはどの程度の金額になるのか。また、国と町の負担割合はどのなのかということに対しまして、契約額ベースで工事費は約4億4億200万円、事業費で管理委託料は未契約となっているが、事業費全体で約4億3,000万円になり、この事業費に対する国の補助金約6,700万円で、地方債借入額が約3億700万円となっている。割合については国補助金と交付税措置の総額が約1億4,700万円34%、残りの2億8,500万円が町負担分66%と試算をしているとの答弁でございました。

議会事務局につきましては、会議録作成システムは機能しているのかに対しまして、12月分までホームページにアップできた。今定例会からゼロスタートで取り組むことができるので、目標の作成期間になるよう進捗を確認していきたい。

以上の主な質疑でございました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。日程第8、議案第8号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。日程第9、議案第9号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。日程第10、議案第10号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番（西岡克之議員）

それでは御報告させていただきます。議案第7号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御報告をいたします。審査日といたしまして31年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他の関係職員を招いて審査いたしました。提案理由の主なものとして、今回の補正は歳入歳出それぞれ7,187万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億859万8,000円とするもので、歳出における療養給付費及び高額療養費の増額に伴う、歳入県支出金の保険給付費等の増額計上であるとの説明がございました。主な質疑といたしまして、療養給付費増額分の理由はということで、詳細な分析を行っていないが、県全体でも1人当たり保険料と保険給付費額が大幅に増えている状況。年齢構成で高齢者が徐々に増えていることも1つの要因と考える。高額療養費も増額しているがどうかということ、療養給付費同様、全体的に増えている状況であるという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について御報告をいたします。審査日は31年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他の関係職員を招き審査をいたしました。主な提案理由といたしまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ81万4,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ4億9,806万7,000円

とするもので、歳入では保険基盤安定繰入金の額の確定による減額のほか、実績による特別徴収保険料、普通徴収保険料の額の調整、歳出ではシステムの改修費と広域連合納付金の増額を計上しておりました。主な質疑といたしまして、普通徴収保険料の減額の訳はということで、当初予算では過去の調定を基に計上していたが、普通徴収の割合がある程度確定したため、予算に合わせて減額となったという答弁がありました。次にシステム改修費が事務費繰入金で計上されているが財源はということで、国からの補助金を一般会計で受け、事務費繰入金に計上しているという説明がありました。

主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件について御報告をいたします。審査日は31年3月13日、委員全員出席の下、説明員といたしまして緒方建設産業部長、日名子都市計画課長、その他関係職員を招き審査をいたしました。提案理由の主なものとして、今回の補正は、国庫補助金の内示減等に伴い1億5,074万2,000円を減額し、補正後の予算総額を6億3,378万6,000円とするもので、国庫補助金の内示減に伴う国庫補助金、一般会計繰入金の減額及び処分実績による保留地処分金の増額を計上いたしております。繰越明許費として工事2件、建物移転補償4件ほか1億3,953万5,000円の計上がありました。主な質疑といたしまして、繰越明許費の詳細について伺う。それに対し、工事2件について地権者と交渉したが時間が足らずに繰り越した。財務省とも協議済みであるという答弁がありました。次に、今後もこのようなケースがあるのかという質疑に対し、今後は一括施工なので今回のようなケースにはなりにくいという答弁がありました。次に国庫補助の減額の訳はということで、一括施工を見据え減額をしたという答弁でありました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成30年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。審査日は31年3月11日、委員全員出席の下、説明員といたしまして濱水道局長、山崎下水道課長、その他関係職員を招いて審査をいたしました。提案理由の主なものとして、今回の補正は収益的収入及び支出の収入1款下水道事業収益を174万6,000円増額し、補正後の総額を10億2,906万3,000円とするもので、し尿処理施設負担金の処理単価増額によるものであります。次に、資本的収入及び支出の収入1款企業債を2,360万円減額し、収入総額を3億7,754万4,000円、支出では1款建設改良費を4,000万円減額し、支出総額を6億4,185万4,000円とするもので、いずれも予定していた事業費及び企業債の減額によるものという説明を受けました。主な質疑といたしまして、し尿処理施設負担金の増額の要因はということで、昨年中に1キロリットル当たり450円から1,670円にする単価見直しの協議が整い増額が見込めたため計上した。次に、処理単価が上がったことで汲み取

り料金は上がってないのかということで、上がってないと聞いているという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、御報告いたします。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第7号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第8号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第9号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事

業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第10号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時半まで休憩いたします。

（休憩 10時15分～10時30分）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これから日程第11、議案第11号平成31年度長与町一般会計予算。日程第12、議案第12号平成31年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

それでは御報告を申し上げます。議案第11号平成31年度長与町一般会計予算につきましては3月12日から15日にかけて、委員全員出席の下、山本総務部長、各部課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。提案理由の主なものといたしましては平成31年度一般会計予算の総額を127億8,968万5,000円としているが、平成30年度に比べて5億3,514万2,000円、率にして約4.4%の増額予算となっている。歳入の主なものといたしまして1款町税では45億872万1,000円を計上。前年度比5,145万円の増で法人町民税と固定資産税の増額が要因であります。2款地方譲与税から7款自動車取得税交付金までは29年度決算額及び30年度歳入状況を考慮し、全体で1,400万円の増額であります。8款地方特例交付金で幼児教育無償化実施のための子ども・子育て支援臨時交付金の1億4,380万7,000円を計上。9款地方交付税は7,000万円の増額。10款交通安全対策交付金は前年度と同額を計上。13款国庫支出金は障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当負担金18億2,436万3,000円を計上。前年度比約1億2,464万1,

000円の増で保育所運営費負担金及びプレミアム付商品券事業補助金の増額が主な要因であります。14款県支出金は9億8,186万7,000円を計上。前年度比4,820万1,000円の増は保育所運営費負担金及び選挙委託金の増額などが主な要因であります。17款繰入金は12億6,698万3,000円を計上。前年度比3億1,523万8,000円の増は財政調整基金繰入金の増額が主な要因であります。

歳出の主なものとして1款議会費は1億3,881万8,000円を計上、前年度比36万1,000円の増額。2款総務費は14億7,759万8,000円を計上。前年度比1億6,088万9,000円の増額は、戸籍住民基本台帳費のコンビニ交付システム導入経費、選挙費の統一地方選挙関連経費の増額が主な要因であります。3款民生費は52億3,641万8,000円を計上。前年度比2億5,925万6,000円の増額は社会福祉費の障害者福祉費及びプレミアム付商品券事業、児童福祉費の児童福祉運営費の増額などが主な要因であります。4款衛生費は10億9,887万4,000円を計上。前年度比3,128万5,000円の増は清掃費のごみ処理費の増額が主な要因であります。6款農林水産業費は2億167万7,000円を計上、前年度比123万1,000円の増額であります。8款土木費は15億616万4,000円を計上。前年度比603万8,000円の増額であります。10款教育費は12億733万8,000円を計上。前年度比5,342万1,000円の増額は、社会教育費の町民文化ホール防水改修工事費です。それから保健体育費の学校給食共同調理場空調設備設置工事が増額の主な要因であります。12款公債費は13億8,168万5,000円を計上。前年度比2,625万8,000円の減額でございます。以上の説明がございました。

これから主な質疑につきまして御報告申し上げますが、総務部関係では平和のつどいについて屋内の事業に切り替えた理由は何かとの問いに対しまして、8月9日であり近年の気象状況を考え熱中症防止のため屋内に切り替えたとのこととございます。次に、庁舎内電気使用料が前年度より270万円減額になっているが、新電力に切り替えたことによる効果なのかとの問いに対しまして、新電力に切り替えたことによるものであるということとございます。町制施行50周年記念誌、記念動画はどの程度を作成するのか。また、それぞれの予算は幾らかの問いに対しまして、記念誌は2,000部、198万円、ダイジェスト版は1万4,000部、107万8,000円で世帯配布をする。動画作成は347万7,000円でDVD1,000枚を作成するとのこととございます。

企画財政部では、結婚相談事業の現在の状況と今後の取組はどうなっているのかに対しまして、登録者は26年度の開設時115人で、ピーク時の27年度は161人の登録があった。その後、減少傾向となっている。昨年度に婚活の応援パンフレットを全世帯配布したが、現在65人の登録となっている。今後はイベントの充実と新しい県事業なども活用していきたい。次に、町制50周年記念事業に民間公開番組の誘致も予定されているようだが、内容と予算はどのようになっているかの問いに対しまして、まず応募を行い、時期、場所、企画、内容で選考される。100件を超えるくらいの応募

が欲しいがテレビ出演は6件程度になると思う。予算はトータルで107万円を予定しているとのことでございます。次に、評価替えに伴う航空写真撮影は、ドローンによる空撮で対応できないのかの問いに対しまして、ドローンは部分的なものになる。全体的ということを見ると航空機による写真撮影になるということでございます。

住民福祉部につきましては、資源化物の回収で自治会分は減少し、常設分が増えているのではないのかという問いに対しまして、現在、常設倉庫分が全体の20%で増加傾向にあるということでございます。次に、住民票などのコンビニ交付については、町内全てのコンビニで利用できるのか、また、交付手数料はどうなるのかの問いに対しまして、全国のコンビニで利用可能となっている。交付手数料については現行手数料と同額であるということでございます。次に、病児、病後児保育施設はどこになるのかの問いに対しまして、長与町内のクリニックになるということでございます。

次に、健康保険部につきましては、健康ポイント事業については参加者を800人から1,500人に増やす目標だが若い人への周知も必要になってくると思うがどうかということに対しまして、ながよ健康のまち応援団として町内の事業者への周知を行い、長与町で働く町外者も対象とした。また、企業に勤務する長与町在住者にも周知を行いたい。次に、肺炎球菌とインフルエンザの予防接種の算定はどうしたのかの問いに対しまして、肺炎球菌は毎年800人から1,000人接種していたが、31年度より5年ごとの2回目になる人がいることから800人とした。インフルエンザは例年5,100人から5,300人接種しているので5,400人としているとのことでございます。

建設産業部では、シーサイドマルシェの補助金の目的は何かの問いに対しまして、町内の特産品及び店舗のPRと町内外の個店の交流、観光客との交流を目的としているとのことでございます。それから中尾城公園のスパイラルスライダーは利用停止中だが、今後の改修計画はどうなっているのかに対しまして、今年度公園長寿命化計画を策定し計上している。32年度くらいに事業計画ができれば33年度に事業実施と考えている。町の財政と県の補助金の関連もあるので、話を詰めて早く実施できればと考えている。次に、都市再生整備計画事後評価業務委託料の内容は何かということ、町民にアンケート調査を計画している。今回のまちづくり、市街地整備事業の効果及び目標値に対する満足度、達成度を調査するための委託料となっているとのことでございます。

次に教育委員会関係でございますが、プログラミング教育の準備はあるのか、担任の負担はどうかという問いに対しまして、教材は小さなブロックでロボットを組み立て、搭載したコンピューターに作成したプログラムを入力、6年生が3人1組となりロボットを動かし競技するロボットコンテストを行う。準備としては6年生の担任にルールと扱い方の研修を行うだけで大きな負担は無いということでございます。社会教育関係でございますが、通学合宿の謝礼4万円の内容は何かの問いに対しまして、風呂のもらい湯とシーボルト校に協力の依頼をしているので、その謝礼を考えている。

主な質疑は以上のとおりでございます。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号平成31年度長与町駐車場事業特別会計予算につきましては、3月12日委員全員出席の下、山本総務部長、井川契約管財課長、その他関係職員の出席の下に審査を行いました。提案理由といたしましては、平成31年度駐車場事業特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ775万3,000円とするもので、前年度比15万8,000円、約2%の減額となっている。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料は定期で長与町嬉里駐車場が年間319万1,000円。吉無田駐車場は年間215万8,000円。一般駐車場で年間240万円を見込んでおり、使用料収入は775万円を計上。

歳出の主なものとしましては、1款総務費は総務管理費で駐車場管理委託料493万2,000円、タイムレジスタ賃借料2万1,000円など、総額765万3,000円を計上、以上の説明がございました。主な質疑としましては、定期契約1台のみの利用だけではなく、車種を入れ替えて利用は可能なのかということに対しまして、1区画につき、2台の登録が可能で車種を入れ替えての利用はできるようになっている。主な質疑は以上のとおりでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第11号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は議案第11号平成31年度長与町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

本予算は、住民票などをコンビニエンスストアで交付するシステムに初期投資として2,000万円、ランニングコストは毎年500万円、利用にはマイナンバーカードの所持が条件とのことであります。マイナンバーは制度の信用のなさからカード保有率は10%程度で推移をしております。今後も保有率の大幅増加は見込めません。そうなりますと自動交付機の廃止に伴って、窓口での交付業務が増えることになるのではないかとということが危惧をされます。住民の利便性からも、また職員の業務負担の面からも問題があると言わざるを得ません。また、高田南土地区画整理事業に多くの年月と巨額の財政を費やしてきました。また、西高田街路事業についても、当初、渋滞緩和のためと

説明して推進してきたわけでありますけれども、先線の状況から見ても渋滞解消に繋がるとは想定できず、事業の進捗は内容も財政上も問題が大きいと長年指摘を続けてきました。こうした事業の財政負担が住民福祉の増進、まちづくりの足かせとなっている状況であります。この間、住民の交流、親睦の場であった公共施設が有料化され、31年度は上長与公民館の入浴施設の維持管理費も全額削除する内容となっております。住民の相互交流、親睦という社会教育、コミュニティ活動にマイナスの影響が出るということが懸念をしております。さらに本予算には大型商業施設への奨励金が計上されております。私は大型商業施設への奨励金を拠出できるようにした平成26年6月議会の工場等設置奨励条例の改定の議案の審査の中で、既に進出が内定している大型商業施設に対して、条例を改正して固定資産税相当額を免除するというやり方は、租税公平主義、応能負担の原則から見て問題があると指摘をしてみました。企業を新たに誘致するために奨励する制度ならまだしも、進出が内定している段階で優遇制度を作るということはどうしても納得がいかなかったからであります。今回2,400万円を長与町が大型商業施設へ支払う内容となっておりますが、地方自治法には自治体の仕事は住民の福祉の増進を図ることが基本と明記がされております。福祉すなわち住民の幸福、これを追求することが地方自治体の役割と考えます。本予算の構成は、住民や長年町内で商工業を営んでいる事業者へは負担と我慢を要求し、大型開発や担税能力がある大型商業施設には優遇するという予算であり、町民が納得できるとは思いません。よって本予算に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私は議案第11号平成31年度長与町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。住民サービスの利便性を図るためマイナンバーカードを使用し、住民票などをコンビニエンスストアで交付することができるコンビニ交付サービス事業。都市公園の長寿命化対策工事。兼ねてより職場環境の改善が求められていた長与南小学校給食共同調理場の空調設備の設置。また、子育てに優しいまちとして産後ケア事業や幼児教育、保育サービスの量と質の確保に努め、子育てと仕事の両立ができる子育て環境の整備。2020年度からの小学校におけるプログラミング教育に先駆け、プログラミング的思考の充実を図るための体験教育。健康寿命の延伸のための2年目となる健康ポイント事業など、住民が暮らしやすいまちづくりのための予算編成となっております。厳しい財政運営の中、扶助費が占める割合は高くなっておりますが、住民が安心安全な生活を送ることができるよう大雨、台風、地震などの自然災害に強いまちづくりにも配慮した行政を進めることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

議案第11号長与町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。予算編成における要諦は歳入の確保にあり、そうした点から捉えれば平成31年度予算案では、財政の実勢及び安定性を見る自主財源比率が35.3%、現年課税分、前年比5,897万6,000円増であり、全体では4億5,000万円超えの予算になっています。しかし、歳出は依然として民生費が4割を占めており、国策などでの本町への影響が今後も課題となることが懸念されます。31年度も町制50周年ということで記念事業等での支出が計上されています。これらの事業はふるさと愛の醸成と未来に繋ぐための事業実施とされています。一連の事業の中で無駄のない、かつ記憶に残る事業を進めていただきたいと考えております。次にコンビニ交付サービス事業は、住民サービスの向上、窓口業務の負担軽減、コスト低減というメリットが挙げられます。しかし、これらに伴いマイナンバーカードの交付が必要であることの周知にも力点を置き、本事業の推進をしていただきたいと考えます。福祉関係ですが、約2年間休止となっていた病児、病後児保育が再開できることは、子育て環境に繋がるということで早期再開が待たれるところです。また、産後うつを予防するための産後ケア事業のデイサービス、ショートステイ事業は、ともにレスパイトに活用できる点、そして、これらにより産み育てる環境がより一層整備されたことは、身近でサポートを受けられる安心をもたらし、育児への自信をつけることができる有効なものと思います。産業振興の面ではふるさと納税も1億円を見込むなど、一定の成果が出ているものと考えます。国の方針で地元産品を返礼品にすることとされましたが、本町の特産品開発はなかなか進んでいないと感じています。返礼品取扱店に地場産品はないか通達をしたとのことですが、各方面との連携により一層の収入獲得のため今後も力を入れていただきたいというふうに思います。次に10款教育費ですが、通学合宿を通じ異年齢の児童が集団で生活することで、社会性、自主性、生きる力を育むことを目的に実施されます。家庭の大切さを認識するとともに学校、家庭、地域の学社融合の連携事業としても、今の時代に足りないものを体験できる機会でもあり継続を視野に実施をしていただきたいというふうに思います。その他様々な施策実施を予定している中、平成31年度長与町一般会計予算は、喫緊の課題にスピーディーに対応しながら未来への投資にも多くの予算を割いている点、また、数々の新しい取組をするとともに生活文化の醸成と発信に注力している点を高く評価しています。

以上により賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第11号平成31年度長与町一般会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第12号平成31年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算。日程第14、議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算。日程第15、議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算。日程第16、議案第16号平成31年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算。日程第17、議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算。日程第18、議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番(西岡克之議員)

それでは御報告をいたします。議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算、審査日は31年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして、中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員を招いて審査をいたしました。主な提案理由と説明といたしまして、予算総額40億6,609万5,000円で前年度比1.8%の増、歳入の主なものは、国保税8億2,797万8,000円、県支出金30億1,092万5,000円、繰越金2億2,542万9,000円。歳出では、総務費3,399万9,000円、保険給付費29億1,846万2,000円、国民健康保険事業費納付金10億3,319万6,000円、保険事業費6,501万6,000円、諸支出金442万1,000円、予備費1,000万円を計上という説明がありました。

主な質疑といたしまして、特別交付金の保険者努力支援分の内容についてという形で、答弁といたしまして、平成30年度から始まった国の補助で各自治体の保険者が取り組んだ内容に応じて点数化し、交付金を配分する制度である。次に、本町は何点だったの

かということに対し、平成30年度の結果は850点満点で471点、交付金額で1,417万円。次に、満点を目指すのであれば予算を上げてはどうかっていうことで、来年度分は今年度の取組で計算されるので、計上額で交付される予定だということでした。公債費の目的はという質疑に対し、現金の一時的な不足に対応するためという答弁があり、今後の医療費の伸びはということ、年間3から4%ずつ上昇してきているので、今後も増加が続くと思われるという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14平成31年度長与町、後期高齢者医療特別会計予算の件について御報告をいたします。審査日は31年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして、中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他の関係職員を招いて審査をいたしました。提案理由の主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ5億1,578万6,000円、前年度比2,014万6,000円4.1%の増で、主なものとして、歳入では1款後期高齢者医療保険料4億1,662万3,000円、3款繰入金9,831万7,000円を計上しておりました。歳出では総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金5億875万5,000円の計上がありました。以上の説明がありまして、主な質疑といたしまして、保険料コンビニ収納はどのくらい見込んでるのか。答弁として1,500件を計上している。31年度の被保険者数は、5,039名で見込んでいる。保険料軽減対象者はどれくらいのかっていうことで、7割軽減が1,789名、5割軽減が432名、2割軽減が531名、被扶養者の5割軽減が15名で、合計2,767名となっているとの答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算の件について御報告をいたします。審査日といたしまして平成31年3月12日、委員全員出席の下、説明員といたしまして、中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員を招いて審査を行いました。主な提案理由といたしまして、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ30億9,621万4,000円、前年度比2億2,059万7,000円、7.7%の増。介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,993万円とし、前年度比309万6,000円、11.5%の増。長与町第7期介護保険事業計画に基づき第1号被保険者数を1万1,009人、認定者数を2,049名、認定率を18.6%で推計し、事業を算出しているという説明がありました。主な質疑といたしまして、サロン事業の現状はということ、現在19か所、来期2か所増で21か所になる見込みである。次に、老人クラブとの連携はという質疑に対しまして、一部では老人クラブの活動にプラスした形での活動として連携の動きもあるという答弁がありました。次に、認知症事業も今後重要になってくると思うが対策はということ、認知症初期集中支援チームを作り必要なサービスや医療に繋げる道筋を作った。それを有効に稼働させるべく様々取り組んでいくという答弁がありました。次に、若年性認知症の対策について8期

計画では反映されているのかという質疑に対し、国において2月から会議が始まっており、これから協議される。町ではまだ分からないという答弁でありました。

主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号平成31年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件について御報告いたします。審査日が平成31年3月13日で委員全員出席の下、説明員といたしまして、緒方建設産業部長、日名子都市計画課長、その他関係職員を招いて審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、平成31年度予算総額は歳入歳出それぞれ5億1,037万2,000円。歳入の主なものは国支出金4,750万円、県補助金1,050万円、一般会計繰入金4億5,036万8,000円、繰越金200万円を計上。歳出の主なものは、土木費4億4,510万5,000円、交際費6,326万7,000円、予備費200万円を計上。債務負担行為では、高田南土地区画整理事業残工事一括施工に係る県事業委託料として平成31年度から平成36年度までの期間で限度額を54億9,074万円とするものという説明がありました。

主な質疑といたしまして、債務負担行為の一括施工の段取りはということで、PFI法に準じる形で手続きを始める予定で、来年度早い時期に実施方針の公表、説明に入り、31年度後半までには業者を決定し、来年3月議会までに県議会、町議会の議決をお願いし、本契約まで締結できるように進めていきたい。次に、一括施工するまで工事はどうするのかということで、一括施工区域外の周辺工事を進めるという答弁がありました。次に、契約業者が施工できないときはどうなるのかの質疑に対し、契約時に危険負担、リスク回避の項目を明記し、不測の事態に備えたい。次に、比較的近い距離に広い公園を2つ造るのはなぜかということで、区域内に3%の公園が義務づけられているほか、予定地は高田越トンネル上で住宅等の建築等、民地としての活用が現実的に難しいことから、この場所に集約した。次に、今年度までに使った経費と進捗率は幾らか。全体事業費は316億3,600万円、事業費ベースでの進捗率は平成31年度までで82.6%。残り17.4%については、今回債務負担で計上した54億9,074万6,000円なるということでございました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算について御報告をいたします。審査日が平成31年度3月11日、委員全員出席の下、説明員として濱水道局長、山口水道課長、その他関係職員を招いて審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、業務予定量として、31年度末給水戸数を1万5,822戸、年間総給水量を370万9,081立方メートル、1日平均給水量を1万134立方メートルと見込み、主要な建設改良事業として3,200万円を行う予定である。収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益として8億326万2,000円を見込み、支出では、水道事業費用7億5,819万8,000円を予定している。資本的収入及び支出の収入では、資

本格的収入2億3,090万5,000円を見込み、支出では、資本的支出4億9,214万8,000円を予定している。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,124万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,522万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,767万3,000円、減債積立金3,691万7,000円及び建設改良積立金4,143万2,000円で補填する予定である。重要な支出と資産の取得について、第1浄水場管理棟建替用地2,274.13平方メートルの取得を予定していると。以上の説明がありました。

主な質疑といたしまして、第1浄水場管理棟建設建替用地購入は全面的に建て替えるのかという質疑に対し、処理を終えた水を溜める地下水槽、1階に機械室、2階に管理室という形で今の管理棟をそのまま作り替える計画だ。次に、土地購入についてはどこかということで、嬉里郷の旧親和銀行跡地を予定しているという答弁がありました。土地の選定理由はという質疑に対し、現在の第1浄水場に近く、既存施設との再配管等スムーズな更新が可能であるという答弁があり。次に、配水管布設工事後の舗装が粗い、改善はできないかという質疑に対し、道路管理者等とも協議し、同じ所を工事するときにはできるだけ一緒になるよう調整をしていく。予算の関係もあるが支障がある所を行っていく。また、今年度予算で消費税の支払いが出てきたがなぜかということで、答弁といたしまして、昨年度までは支払い消費税が多かったため還付が多かったが、新年度は改良工事が少ない予定のため預かり消費税が多くなると見込み、支払い消費税を計上した。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算の件について御報告をいたします。審査日といたしまして平成31年3月11日、委員全員出席の下、説明員といたしまして、濱水道局長、山崎下水道課長、その他関係職員を招き審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、業務予定量として排水戸数1万5,850戸、年間総排水量を403万9,000立方メートル、1日平均排水量を1万1,036立方メートルと見込み、建設改良事業で4億9,954万9,000円、うち国庫補助対象事業3億4,732万円を予定。収益的収入及び支出の収入では下水道事業収益9億7,599万4,000円、支出では下水道事業費用9億4,472万2,000円を予定。資本的収入及び支出の収入では資本的収入4億1,185万9,000円、支出では資本的支出6億9,307万8,000円を予定。主な建設改良事業として、長与浄化センター耐震化、高度処理化に係る改築更新事業、汚水管渠等の改築更新事業を行う。以上により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億8,121万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,713万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6,375万1,000円及び減債積立金1億9,032万9,000円で補填の予定。債務負担行為では、長与浄化センター改築更新工事委託1億9,700万円を限度額とする。以上の説明がありました。

主な質疑といたしまして、浄化センター改築工事の目的はということに対し、県の大村湾水質基準遵守を目指し、高度処理に対応できる施設を構築する。次に、ストックマネジメント計画とはという質疑に対し、下水道法の改正に伴いこれまでの長寿命化計画の名称が変わり、大きく施設全体を把握した上で長いスパンで改築工事等を効果的、具体的に進めるものとの説明がありました。他会計負担金の減額はなぜかということで、起債償還の一部が交付税となり一般会計よりいただくが、元利償還が減少していることと、繰り出し基準の計算方法が限定されたことによるという説明がありました。管理棟の耐震は以前やらなかったかという質疑に対し、以前は外装等の改修を行った。管理棟の耐震は今回着手するという答弁がありました。次に、債務負担行為は今年度大幅に減額となっているがなぜかという質疑に対し、4系列の工事が終了し、残り5系列目の改築更新工事分で事業ボリュームが減ったという説明がありました。

主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査をした結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第13号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算について反対の立場で討論いたします。国民健康保険は県に統一されたことにより被保険者の負担が増える危険性がさらに大きくなっております。先日の新聞報道でも県下14市町の負担が増えるとなりました。本町においては30年度と同じ保険税で推移しておりますが、今後引き上げになるのは予測されます。保険税は被保険者の生活状態を考えると既に限界を超えて

いる世帯が多いと考えます。国保税の被保険者収入が少ない。あるいは無職など低所得者が多い状況です。それなのに保険税は所得の約20%を超える負担となっております。せめて協会健保並の10%台の負担にすべきであります。先日、町民の方から退職し国保に加入したら保険税が月8万円も来たという相談がありました。現役を退き大きく収入が低下する中でこのような負担は、社会保障の本旨からも大きく逸脱していると考えます。早急に改めるべきです。こうした事態に全国知事会でも国に対し国庫負担の増額を求める声を上げています。国はこうした声に応え対応を図るべきであります。国保会計の深刻な状況は、町単独での解決は難しいとは考えますが、被保険者を取り巻く環境は改善されていません。そのような状況を考えると、本予算には賛成できないことから反対の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。平成30年4月1日から県と市町村が共同することで、安定的な財政運営や効率的な事業実施のため、国民健康保険財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わりました。国保運営の最大の課題である医療費抑制策としては、過剰診療防止のためのレセプト分析や早期発見、早期治療による病気の重症化予防、そして、病気や怪我をしないための予防医療などが必要と考えます。予防のための健康ポイント事業につきましては、全参加者1,500名のうち600名分が国保特別会計で予算が計上されています。その中の8割の方がインセンティブを獲得すると見込み、参加者の報償費が240万円計上してあります。ながよ健康のまち応援団としての町内事業所への周知など、積極的に予防事業を行っていくことが評価できます。また、保健指導でタブレットを使用して、より分かりやすい説明を行うということも評価できます。それにより保健指導率がアップすることを期待します。保険者努力支援制度におきましては、30年度から始まった市町村が取り組んだ内容に応じて点数化され、点数により交付金を配布する制度とのことでした。補助金が点数により決定されるっていうところに少し疑問はございますが、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者の減少率、後発医薬品の利用率などは医療費抑制に必要なことと思います。今後も努力されることを期待します。最後に今後県で保険料が統一化された中で、やはり医療費が年々増加され1人当たりの負担は将来的に上がっていくことが予想されるとの説明でございました。国保加入者の方々の負担が急に増えることのないように実施していくことをお願いして、私の賛成討論とします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で討論いたします。反対の大きな理由は、保険料の負担増であります。私はこの問題はの間ずっと指摘をしてまいりました。それは本年度31年10月から、これまであった9割減免、8.5割減免を無くし、7割減免にすることです。そもそもなぜ9割減免、8.5割減免が始まったか。それは本制度が始まるときに国民の大きな反対と批判を受けました。高齢者を一律に75歳になると別の保険会計に移すことが平成の姥捨て山だ。さらに保険料を年金から天引きすることに対し強制的な徴収方法だ。そして加入者が増えれば増えるほど医療費は増え、保険料が天井知らずに上がることなどが批判された内容でありました。そうした中で2008年6月国会の参議院では、野党合同により後期高齢者医療制度廃止法案が可決されています。その後、政府は様々な改定を行い、批判をかわすために9割減免、8.5割減免などを行いました。私はいずれこの減免措置を無くし負担増となることを指摘しましたが、今回指摘のとおりその実施の方向であります。このあと医療費の本人負担1割負担から2割負担へと検討がされている状況であります。負担が増える加入者や町民からすれば許される問題ではありません。このような問題を抱えた本制度はやはり廃止すべきであり、以上の理由から反対討論いたします。

○議長(内村博法議員)

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○16番(竹中悟議員)

私は議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。後期高齢者医療制度は、御承知のとおり高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者を支え合うために作られた制度であります。長与町の被保険者数は年々増加し、平成30年度には4,878名、31年度は5,039名の予定となっ

ております。予算額も31年度は5億1,578万円と前年に比べ4.1%の増額になっています。今後もその傾向は続くものと思われます。現在長与町においても健康寿命の延伸を図るため各種事業に取り組んでいますが、今後は広域連合の保健事業と連携をし、高齢者の皆さんの健康を守っていただくことを望みます。この予算は多様な疾患を持ちながら生活をする高齢者の方々の健康を守るために重要な予算であります。

以上のことから賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算に対して、反対の立場から討論を行います。介護を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。町民の方から御相談を受けました。90歳になる老夫婦は脳梗塞で不自由な妻を夫が看ています。トイレや移動の時に倒れ込んでしまったら起こすことができない。その度に人を呼んで対応している。この先もつとこのようなことが起きると大変不安である。70代の夫婦は、夫の介護を妻が行っているが、妻が外出する際には2時間前から夫に不自由の無い状態にするための準備で大変疲れてしまうなど、多くの不満と不安を抱えています。一方、介護保険制度はますます改悪され、利用料の3割負担や原則2割負担への移行、部屋代を軽減する補足給付の資産要件に宅地や固定資産を導入する方針が計画されています。このような改革が進めば冒頭説明したような介護に不安を抱えてる方が益々増える状況となります。そもそも介護保険が導入前に、来たるべき高齢化社会のためと消費税を導入しています。しかしながら高齢者は救われていません。それどころか益々厳しい環境です。国が社会保障の責任を果たすべき介護保険事業に取り組むべきであります。この問題も町単独で解決できる問題ではありませんが、本予算の状況は益々厳しい環境へと介護を必要な方が追い込まれているという問題が解決できないことから、本予算に反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。介護保険制度は平成12年度から開始され、紆余曲折ありながら現在7期、平成30年度から32年度までの事業計画に基づき執行されております。介護保険の円滑な運営を図るため、医療と福祉が連携した地域包括ケアシステムが構築され、地域包括支援センターを拠点とした総合相談支援事業や在宅医療介護連携、生活支援体制整備事業など取り組んでおられます。今年2月から開始された委員20名による支え合い「ながよ」推進協議会や認知症初期集中支援チームによる支援や認知症の方や家族が気軽に集える認知症カフェの開設など構築され、画期的取組が実施されているところであります。国の発表では、認知症予備軍も含め高齢者の4人に1人が認知症と言われております。最近では若年性認知症が増加しており、国においても重要な施策として今年2月より会議が開始されたとお聞きしました。本町においても早期発見、早期治療を行い、重症化しないためにも、今後若年性認知症支援などの体制を構築する必要があります。また一般介護予防事業として、めだか85、お元気クラブ、脳トレ教室などは、高齢者の方が元気に楽しく通っておられる姿にこちらが元気をもらうほどであります。地域住民グループ支援事業は地域サロンが来年度21か所になる見込みであること。そしてサポーターポイント制度は住民にとって健康と御褒美を得られるというメリットとなる施策でありますので、来年度の継続に大いに期待が持てるところであります。最後に債務負担行為による平成31年度から32年度にかけ、第8期アンケート調査を国、県からの委託により、長与町老人福祉計画、第8期介護保険事業計画策定業務の準備に取り掛かれ、今年2月より会議が開始されたとお聞きしました。問題解決など多々ありますが、アンケートの住民の声を拝聴し、本町のよりよい介護事業サービスが今後も継続され、健康増進と介護支援の充実した取組となることに期待しまして、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第16号平成31年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算についても反対の立場で討論いたします。本予算案に反対する大きな理由は、債務負担行為の54億9,004万6,000円であります。今後の事業を一括発注する予算の債務負担の計上ではありますが、大変リスクが大きいと考えます。一般会計から起債と基金を活用し事業を進めていく予定ですが、今事業がこのまま計画どおり進むのか、町の財源に大きな損失を与えないかなど不安要素が大きい。仮に事業が進んでも町の財政は基金を大きく減少させ、起債を抱えることで今後のまちづくりに大きな影響を与えることは必至であります。さらに事業がもし停滞するならば債務負担行為を組むことで、進まなくても負担が増える危険性があります。さらに国庫負担、県補助金も今後の努力次第という提案でありました。私はこの間、何度も事業の中止や見直しを求めてきました。しかし聞き入れられず、事業は大きな予算をつぎ込み進められてきました。地権者は確かに早急な解決を望んでいますが、今回の提案は町民全体に大きな不安を与える提案であり、非常にリスクを抱えた提案には賛成できないことから反対といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は本議案に賛成の立場で討論をいたします。委員長報告にもございましたが、今回の予算に関する注目点は約54億9,000万円の債務負担行為であります。この高田南事業も少しは先が見えてきたのかなと感じるものでありますが、しかし、バラ色のことばかりではないと思います。1つ目は全国でも前例の無い区画整理残工事のPFIでの発注ということです。果たして本当にうまくいくのか、不安な部分があります。2つ目は予算の問題です。14億とも15億とも言われる国の補助金が果たしてきちんと交付されるのか。また、町が負担すると言われている約37億円の財源の一部に充てる処分地の売却がうまくいくのか。また、残りの37億処分地の売却を引いた分も果たしてどこから充てるのか。確かに不安は多くあります。とは言いましても、この高田南の事業を早く終わらせることは、多くの人々の願いであります。このことは反対討論された先輩議員も同じでしょう。この事業を止めることが最善の方法ではないと思います。私は早く換地を終わらせる、早く仮住まいから戻っていただくことを支えていくことが、議会が何よりも優先して考えて行わなければならないことだと考えます。予定では、ちょうど1年後の3月に町議会、県議会へ関連議案が提出される予定と伺っております。もう失敗は許されません。今後の事業の推進を期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第16号平成31年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。本事業の歳入歳出予算の総額5億1,037万2,000円となっております。主な内訳は、県事業委託料の4億4,200万円と元金償還金と利子の6,362万7,000円となっております。本工事費の3億8,080万円は、残工事一括施工、72街区はか宅地造成工事、1号補強盛土工事などであります。また補償費の3,800万円は、仮住まいで出ている方の家賃補償25件という説明がありました。本事業は事業開始から34年経過しており、財源の見地から全体事業費316億円増と多額の予算を投じていることをはじめ、長年仮住まいされている地権者のことを鑑みると、とても心中穏やかな気持ちではありません。しかしここまで継続してきた事業としては、今後県への一括発注によるPFI方式による事業の完成を31年後半に業者決定、来年3月までに本契約を締結するような計画であるとの説明を受け、様々な努力が続けられていることを考慮し、早急なる完成を願ってやみません。1日も早く住民が住み家へ戻れ、本工事が完成することを願ひまして賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第16号平成31年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、日程第20、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

どうも皆さんお疲れ様でした。一言御挨拶をいたします。去る3月5日に開会をしていただきました本定例会も本日をもって、閉会となるわけでございますけれども、18日間に及ぶ会期中、12名の議員各位から一般質問をいただき、町政の発展のために御指導、御指摘を賜りました。併せて今回は各会計の平成31年度当初予算を初め提案いたしました各議案につきましても、長期間にわたり慎重に御審議を賜り決定をしていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。これら決定をいただきました議案につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めていく所存でございます。さて本定例会は、議員各位にとりましては今期最後の定例会でございます。この4年間、町政推進に当たり多くの御指導、御支援を賜ったわけでございます。今期限りで御勇退される方もあるかと思いますが、長年にわたり町政の発展はもとより地域住民のために多大な御尽力を賜り心から敬意を表します。それとともに引き続き町政にお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げたいと思っております。大変お疲れ様でございました。また、4月に行われます統一地方選に立候補を予定されておられる皆様方には、どうかご健康の上、御健闘いただき所期の目的を達成されますようお祈りを申し上げたいと思っております。

ここで1点、例年御報告させていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましてお願いを申し上げたいと思っております。現在、国会におきまして審議中であります平成31年度地方税法等の一部改正案は、可決され次第、公布施行される予定でございます。現時点におきまして、関連する町税条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にございませんので、国会にて改正案可決後、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告を申し上げ、承認を賜りたいと思っております。現時点におきまして予定されております改正内容を若干申し上げたいと思っております。まず個人住民税につきましては、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から住宅に対する住宅借入金特別控除の見直しに伴う改正。軽自動車税につきましては、グリーン化特例に係る税率の見直しが行われる予定でございます。また、国民健康保険税につきましては、基礎課税額医療分の限度額の引き上げ及び低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置の拡大が予定されております。今後も国会の動向を注視をいたしまして、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思っております。いよいよ時節は春を迎えております。町制施行50周年という節目の年を迎え、町民の皆様の幸せを第一に、さらなる飛躍を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

次に閉会に当たり私から一言申し上げます。今定例会では平成31年度一般会計予算をはじめ、それぞれの特別会計予算、それから条例改正案件など21件の議案が審議さ

れまして、各々の判断の下、議決結果が出されたところであります。町民の暮らしに直結する31年度一般会計予算などの執行に当たりましては、住民の方々の幸せを第一義に考え、速やかな事業実施の御努力を期待するところでございます。特に喫緊の課題として、住民から切望されておりました熱中症対策としての小中学校のクーラーの設置及び子育て支援として懸案事項でありました病児保育の再開については、関係担当部課の御尽力に今回目途が立ち深く敬意を表する次第であります。また、この4年間を顧みますと、必要に応じて長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会、長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会、長与町議会50周年記念事業特別委員会及び50周年記念誌編集委員会、記念行事検討委員会を設置しまして、長時間にわたる議論とエネルギーを費やしてきました。議員の皆様のご熱心な討議と御協力に対し厚く感謝を申し上げます。特に50周年記念誌につきましては、短期間ではありましたが既に完成したところであり、皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。結びになりましたけれども、本定例会の議会運営に対し、私の不手際により新マイク設備の不良及び傍聴席における動画撮影について議会運営に支障をきたし皆様方に御迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。深くお詫び申し上げますとともに、3月末で退職される職員の皆様方には長年にわたる奉職に感謝し、これからの御健勝、御多幸を御祈念申し上げまして、閉会にあたっての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

これにて会議を閉じます。

これで平成31年第1回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 11時45分)